

少年法改正案に関する意見書

平成九年十二月に結成された「少年犯罪被害当事者の会」は、翌平成十年の四月二十八日、下稲葉法務大臣（当時）に「少年法の改正を求める要望書」を提出し、これ以上子どもたちを被害者にも加害者にもしないために、真の意味での「少年の健全育成」を目指していただけるようお願いしてきました。

あれから二年半、今ようやく少年法の一部改正が実現しそうです。理不尽に子どもを殺されながら一切の権利がなく、せめて加害者側と同等の権利をくださいと必死の思いで訴えてきた私たちとしては、関係各位のご尽力に感謝している次第です。

しかしその一方で、九月二十九日に国会に提出された改正案に目を通してみると、私たち被害当事者の声がじゅうぶんに届いているとは思えません。私たちは法律の専門家ではありませんが、改正を要望した後も少年による死亡事件は後を絶たず、当会と連絡を取って理不尽な現状を訴える被害当事者の声はさらに増えています。

そこで、今回の改正案に対して少年犯罪被害当事者が共通に抱いている意見を緊急に取りまとめ、個人の上申書とともに提出いたします。どうか、今後も大きくなっていくであろう切実な意見として、すみやかに検討していただけるようお願いいたします。

一. 検察官への送致について

「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件」というあいまいな表現がされていることに対して、強い不安を覚えます。これは、「過失致死」だけをのぞくことだと受け取っていいのでしょうか。また、送致の対象から外される「ただし書き」が付けられていることも納得できません。

今までの少年法でも、禁錮以上にあたる罪の事件は検察官送致の条件に入っていて、少なくとも命にかかわる事件は「原則逆送」のはずだと思っていました。ところが、その後続く「調査の結果、その罪質及び情状に照して刑事処分を相当と認めるときは」という文章が拡大運用され、犯罪少年の九九パーセント以上が逆送されないというおかしなことになっていたわけです。

私たちの体験上、「故意の犯罪行為」という表現をこのまま残すと、加害者側が「あ

れは故意ではなかった」と言い逃れをしていくことは明らかです。自分たちがした行為を謙虚に見つめて反省しなければ、少年の更生などもありえません。いたずらに言い逃れの機会を増やすようなことは、やめてほしいと思います。

私たちが望んでいるのは、せめて命にかかわるような事件はすべて逆送して刑事裁判の手続きに乗せ、いったいどのような犯罪行為があったのか、まず最初に事実認定をきちんとすることです。その事実認定の結果、犯罪行為がなかったとすれば不処分であったり、あるいは情状酌量のいかんによって保護処分にするというのならまだしも、この点をあいまいにしたまま、少年に罪そのものがなかったかのような手続きで進んでしまふこれまでのあり方は、根本的に変える必要があると思います。

民主党は傷害致死を検察官送致から外すように修正要求していくようですが、それは少年犯罪の実態をわかっていない要求といわざるをえません。成人であれば明らかに殺人として扱われる事件であっても、少年の場合には捜査段階や審判段階で傷害致死扱いになることは少なくありません。当会においてもそのほとんどは傷害致死事件なのですが、生きていくうえでの最低限の権利、すなわち人の命が奪われたという意味において、殺人事件と傷害致死事件のあいだに一線を引くことは決してできないと思います。ですから、傷害致死を外すような修正は、絶対にしないでください。

一. 検察官への送致が可能な年齢制限の撤廃について

前記「検察官への送致について」でも意見を述べたように、私たちが望んでいるのは、せめて命にかかわるような事件はすべて逆送して刑事裁判の手続きに乗せ、いったいどのような犯罪行為があったのか、まず最初に事実認定をきちんとすることです。

平成十年に要望書を提出したときは、関係機関で年齢に関する検討がはじまっていたので、あえて見直しの必要性を示すにとどめ、具体的な言及は控えました。しかし、その後の進み具合をみていると、犯罪行為の軽重をあまりにも無視した議論が多く、これからも進行するであろう少年犯罪の低年齢化に対応できるとは思えません。

私たち少年犯罪被害当事者の会のなかでも、少年の年齢が十四歳未満であるために、人を殺しても何も責任が問われないケースが増えてきています。そこで私たちとしては、せめて命にかかわるような事件は、年齢を問わずすべて逆送して刑事裁判の手続きに乗せ、いったいどのような犯罪行為があったのか、まず最初に事実認定をきちんとする

ように、年齢よりも犯罪内容を重視してほしいと思います。

「年齢制限の撤廃」とうたいながら、十四歳未満は刑事責任なしとする刑法を優先しているのですが、むしろこここそ、「ただし、命にかかわるような事件については、年齢制限を完全に撤廃する」とただし書きを入れるべきではないでしょうか。

一. 被害者等の権利について

条件付きで記録の閲覧及び謄写が認められ、条件付きで意見陳述が認められたことは、これまで被害者側に一切の権利がなかったことからすれば一歩前進でしょう。しかし、なぜこれだけの権利しか認められず、しかも家庭裁判所の判断次第ではすべてが認められないことになりかねないような条件が付けられているのでしょうか。加害者側に無条件で与えられている権利とのバランスという意味でも、どうしても納得できません。

ここで抜け落ちていた最大の権利は、被害者側が望む場合は審判や裁判に参加することができる権利です。それは事件が起きたばかりの私たちにとって、胸が張り裂けるようなつらいことですが、それでも犯罪事実をこの目で見届けて、もしも言い逃れがまかり通っているようであればその嘘を正してあげたいという気持ちが強くあります。私たちが審判や裁判に優先的に参加する権利を、切に希望いたします。そしてそのためには、記録の閲覧及び謄写は審判開始が決定してからではなく、捜査段階からができるようにしてもらえなければ何の意味もありません。この点も再考してください。

被害者側が審判や裁判に参加することによって、報復感情のために法廷が混乱することを心配するならば、しゃへい物を置くなりなんなりして混乱が起きないような法廷づくりを目指すべきであって、私たちにとってとても重要な権利そのものを奪う理由に報復感情などを使わないでください。

また、「記事等の掲載の禁止」を定めた第六一条は改正されません。加害者側に対する氏名などの公表は禁止され、被害者側に関しては承諾もなく氏名、住所、顔写真がたれ流しされることも、著しく両者のバランスが崩れていると思います。

一. 少年法の継続的な見直しについて

総じていうと、目先だけを多少変えた、きわめて掘り下げ不足の改正案であるという

印象はぬぐえません。この国が本当にすべての子どもたちを愛しているならば、五十年以上も少年法を見直さないなどという愚かなことは二度と繰り返さずに、改正後の検討をおこたることなく続け、定期的な見直し期間を設定するなどして、重ねて改正を続けていくことを希望します。

平成十二年十月十九日

少年犯罪被害当事者の会

法務大臣 保岡興治殿

別紙

私たち少年犯罪被害当事者の会が全会一致でまとめた意見書は以上ですが、個々の事件によって異なる事情もあり、全会一致にはいたらなかったものの、貴重な意見も少なくありません。詳しくは個人の上申書を読んでいただきたいと思いますが、今回の改正案をめぐる意見に関して、箇条書きで付け加えさせていただきます。よろしく願います。

- ・少年法の対象年齢を二十歳から十八歳にしてほしい。
- ・命にかかわる事件については、国の負担で弁護士やカウンセラーをつけてほしい。
- ・少年が再犯を犯した場合の保護者責任を明確化してほしい。
- ・保護観察中の少年事件について、保護観察官や保護司の責任を明確化してほしい。

- ・今回の改正案で与えられた検察に対する抗告権を、検察だけでなく被害者側にも認めてほしい。
- ・検察官の関与について、家裁の判断次第で実現しない可能性が大きすぎる。しかも発問権と意見陳述権しかない。裁判形式による事実認定をしてほしい。
- ・観護措置の最長収容期間は、八週間でなく十二週間にしてほしい。
- ・保護処分終了後、非行事実がなかったことが判明した場合の救済手続きが加害者側にあるのだから、その反対の手続きも認めてほしい。
- ・保護者責任だけでなく、学校の責任も明確化してほしい。
- ・最低五年ごとに少年法の見直し、確認をしてほしい。

